

生活情報 life

農地の賃借料情報 について

農地法により、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう賃借料情報を広く提供することとなっています。

そこで、令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借の金額(10aあたりの年額)と件数、使用貸借の件数についてお知らせします。

農地を貸し借りされる際は、当事者間の話し合い により賃借料を決めていただくこととなります。

- ※平均値、最高額、最低額を算出するにあたり、平 均に比べて著しく高額あるいは低額の賃借料の情 報は、特殊な取引に係るデータとして集計から除 いています。
- ※賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、1 kg あたり200円に換算しています。
- ※平均額は、算出結果を四捨五入し、100円単位と しています。

1. 賃貸借

①田(水稲)の部

	10a あたりの年額			/什米/1	
	平均額	最高額	最低額	件数	
美里町全域	5,600円	10,000円	2,000円	203件	

②畑(普通畑)の部

	10a あたりの年額			件数	
	平均額	最高額	最低額	1十安义	
美里町全域	3,700円	10,000円	2,000円	97件	

2. 使用貸借 (無償の貸借)

	H	畑	合計
美里町全域	37件	71件	108件

問合せ=農業委員会(農林商工課内) 2576-5133

献血にご協力ください

献血は少しの時間でできる、命を救うボランティアです。

皆さまの温かいご協力をお願いします。

また、骨髄バンクのドナー登録も同時にできます。ドナー登録だけでも受け付けておりますので、 1人でも多くの患者さんの生命を救うため、併せてご協力をお願いします。

【日 時】 **3** 月**29**日(金) 午前9時30分~正午、午後1時15分~4時

【場 所】 美里町役場 防災倉庫西側駐車場



	200ml全血献血	400ml全血献血	骨髄ドナー登録
年 齢	16~69歳 男性:年間6回以内 女性:年間4回以内	男性:17~69歳 (年間3回以内) 女性:18~69歳 (年間2回以内)	・18~54歳 ・骨髄、末梢血幹細胞の提供の内容を 十分理解しているかた
体 重	男性:45kg以上 女性:40kg以上	50kg以上	男性:45kg以上 女性:40kg以上

**400ml全血献血をするためには、前回から男性は12週間、女性は16週間経過していなければなりません。 **200ml全血献血をするためには、前回から男性・女性ともに4週間経過していなければなりません。 **65歳以上のかたの献血については、 $60\sim64$ 歳の間に献血経験があるかたに限ります。

問合せ=保健センター 健康増進係 ☎76-2855

農業集落排水使用料改定 なるほどQ&A

Q1 使用料は改定後上がりますか? 下がりますか?

A1 2か月あたりの使用水量が次の表を超えると、改定前に比べ使用料は上がります。表の水量より少ない場合は下がります。水道の検針票をご確認いただき、節水をお願いします。

1 人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
31m ²	39m³	47m	55m ²	63m ²	71㎡

Q2 使用料はいくらになりますか?

A2 町ホームページに、「使用料早見表」を作成しましたので、ぜひご活用ください。ご不明な点は、検針票をお手元にご用意いただき、お問い合わせください。



ホームページ QRコード

Q3 いつから使用料は変わりますか?

A3

【水道の検針が偶数月のかた】

令和6年3月分(4月請求)まで従来の定額制での請求となり、令和6年6月検針分(7月請求)から従量制で算定し、水道料金と合わせて2か月に1度の請求に変わります。

【水道の検針が奇数月のかた】

令和6年4月分(5月請求)まで従来の定額制での請求となり、令和6年7月検針分(8月請求)から従量制で算定し、水道料金と合わせて2か月に1度の請求に変わります。

▲4 現在、十条・沼上処理区を公共下水道へ接続する工事が完了し、令和5年10月1日から公共下水道として供用を開始しています。使用料は、他の処理区と同様、従量制に変わります。

Q5 井戸を使用しています。使用料はどうなりますか?

A5 井戸水などの水道水以外の水を使用しているかたについては、使用人数に応じて、排水量を認定することになりますので、事前に下記担当宛に届出をお願いします。

Q6 散水に水を使用することが多く、排水設備へあまり流していません。使用料はどうなりますか?

▲6 散水などが多く水道の使用量と実際に排水する量が著しく異なる場合には、排水量を計測する下水メーターを設置して、使用料を算定することができます。ただし、下水メーターの新規設置費用の一部及び8年毎の交換費用については使用者に負担していただくことになりますので、費用対効果を十分に勘案して設置をご検討ください。なお、設置に係る事前相談や申請受付等は、下記担当までお問合せください。

公共下水道受益者負担金を改定します

公共下水道受益者負担金 R6.4.1~

改定前	改定後
[均等割]	
対象地1か所につき33万円	町が設置する
[面積割]	「公共ます」
400㎡を超える場合は面積	1 基あたり50万円
1 ㎡につき200円	

【改定のポイント】

・公共下水道受益者負担金は、農業集落排水 受益者分担金と金額を統一します。

問合せ=上下水道課 業務係 ☎76-1118

9 令和6年3月 広報みさと3月号 No.632 **8**